

審議会等の会議の公開に関する指針 (平成22年3月19日訓令第3号)

最終改正:平成26年11月25日訓令第11号

改正内容:平成26年11月25日訓令第11号[平成26年12月1日]

○審議会等の会議の公開に関する指針

平成22年3月19日訓令第3号

改正

平成26年11月25日訓令第11号

審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、審議の状況を明らかにし、審議会等の透明性の向上を図るとともに、町民の町政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた町政を推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及び要綱等により設置された附属機関に準ずるもののうち、町の各種施策の計画作成、企画立案、政策決定等の過程において、町民の意見や専門的見識等の反映及び公正の確保を図るため、町民、学識経験者等を構成員として設置されたもの（以下「対象審議会等」という。）とする。ただし、法令、条例又は規則により、審議会等の会議が非公開とされているものを除く。

3 公開基準

対象審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 四万十町情報公開条例（平成18年四万十町条例第10号）第6条各号に規定する情報に該当する事項について審議等をする場合

(2) 公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

4 公開又は非公開の決定

対象審議会等は、「3 公開基準」に基づき、次のいずれかをあらかじめ決定すること。

(1) 公開

(2) 非公開

5 公開の方法

(1) 対象審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(2) 対象審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるよう務めるものとする。

(3) 対象審議会等は、公開にあたり、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

対象審議会等は、公開の会議を開催するにあたっては、原則として当該会議開催の1週間前までに次の事項を掲載したうえ、四万十町告示条例（平成20年四万十町条例第3号）第2条第2項に定める掲示場に掲示するとともに、当該お知らせに掲げる事項を町ホームページに掲載するものとする。

(1) 対象審議会等の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 傍聴者の定員

(6) 傍聴手続

(7) 公開、非公開の掲載

(8) 問い合わせ先

(9) その他必要な事項

7 会議録の作成及び公表

(1) 対象審議会等は、会議終了後速やかに、当該会議の会議録を作成するものとする。会議録は、当該会議における審議内容、審議経過等を町民が十分理解できるような形式とするよう務めるものとする。

(2) 対象審議会等は、会議資料（非公開情報に係る資料及び参考資料等を除く。）、委員氏名、会議録及び答申、提言等を町民の閲覧に供すること、四万十町ホームページ（以下、「町ホームページ」という。）に掲載すること等により、審議状況を公表するよう務めるものとする。

(3) (1)、(2)に定めるもののほか、対象審議会等は、その活動状況について、情報の提供に努めるものとする。

附 則

この指針は、平成22年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。

附 則 (平成26年11月25日訓令第11号)

この訓令は、平成26年12月1日から施行する。

四万十町情報公開条例 (平成18年3月20日条例第10号)

最終改正:平成28年3月31日条例第18号

改正内容:平成28年3月31日条例第18号[平成28年4月1日]

(公開しないことができる情報)

第6条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の公開をしないことができる。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、明らかに公開することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報
 - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、認可、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの
 - エ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に関する情報
- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康を事業活動によって生ずる危害から保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - イ 人の財産又は生活を違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - ウ ア又はイに掲げる情報のほか、これらに準ずるものとして公開することが公益上必要であると認められる情報
- (4) 公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの
- (5) 町と国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体(以下「国等」という。)との協力、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、町と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (6) 町の機関内部又は町と国等の機関が行う事務事業について、その意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報で、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じると認められるもの
- (7) 町又は国等が行う監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他の事務事業に関する情報で、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの
- (8) 公開しないことを条件として任意に個人又は法人等から町の機関内に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められる情報のうち、公開しないという条件に合理的な理由があると認められるもの